

令和6年10月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和6年10月2日（水）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、301会議室で開催した。

1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	岸	和	之
選挙管理委員会委員（委員長職務代理者）	川	瀬	吉
選挙管理委員会委員	藤	原	君
選挙管理委員会委員	原		市

2. 傍聴者 なし

3. 配布資料 別添のとおり

開会

(岸委員長) 令和6年10月の選挙管理委員会定例会を開会します。

1. 議事

(岸委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について事務局から説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係議題】

(岸委員長) 続いて、議第2号 選挙執行計画について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第3号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定について説明願います。

(事務局) 選挙人名簿に登録されている者が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならないこととなっています。ただし、衆議院の解散から選挙の期日までの期間は、登録の移替えを延期することができることとされています。

今回の総選挙では、選挙人名簿の調製や投票所入場券の作成に当たり、10月11日から10月27日までの間、選挙人名簿の登録の移替えを延期します。

したがって、10月11日以降に市内で転居した場合であっても、転居前の住所地で投票することになります。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第3号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第3号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第4号 指定投票区の取消し及び指定関係投票区の変更について説明願います。

(事務局) 今回の総選挙から出雲市全域の選挙区が島根県第2区となることから、これまで第1開票区(平田地域)の指定投票区として指定していた出雲市第33投票区について、指定を取り消します。

また、第1開票区(平田地域)の指定関係投票区(第34投票区から第48投票区まで)を第2開票区に加え、第2開票区に属する指定関係投票区に変更します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第4号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第4号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第5号 指定在外選挙投票区の取消し及び指定在外選挙関係投票区の変更について説明願います。

(事務局) 今回の総選挙から出雲市全域の選挙区が島根県第2区となることから、これまで島根県第1区の指定在外選挙投票区として指定していた出雲市第33投票区について、指定を取り消します。

また、島根県第1区の指定在外選挙関係投票区(第34投票区から第48投票区まで)を島根県第2区に加え、島根県第2区に属する指定在外選挙関係投票区に変更します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第5号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第5号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第6号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の事務を取り扱う場所（不在者投票を管理する場所）を出雲市役所と定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第6号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第6号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第7号 不在者投票用紙等の公示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、選挙期日の公示日以前でも交付の請求を受けることができますが、この場合において、市町村の選挙管理委員会は、請求のあった不在者投票用紙等を当該公示日以前において郵便等をもって発送するときは、その発送を開始する日を定めることとされています。

今回の総選挙においては、公示日以前における郵便等をもって発送を開始する日を、公示日である10月15日とするものです。

なお、在外選挙人が帰国して不在者投票用紙等の交付を請求する場合においても、同様の取扱いとなります。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第7号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第7号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第8号 ポスター掲示場の総数を減ずることの決定について説明願います。

(事務局) ポスター掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定(政令基準数)することとされています。ただし、市町村選管は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県選管と協議の上、その総数を減ずることができるかとされています。

地勢等の事情により、ポスター掲示場の政令基準数606箇所を502箇所に減ずることとし、今後県選管と協議を行います。

なお、総数を減じた後の数については、令和5年4月の県選挙と同数です。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第8号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第8号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第9号 ポスター掲示場の設置場所の決定について説明願います。

(事務局) ポスター掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならないこととされており、政令基準数から減少した502箇所のポスター掲示場の設置場所について決定するものです。

なお、設置場所については、令和5年4月の県選挙から設置場所を変更するのは、4箇所です。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。まず、私の方から質問があります。今回変更する4箇所はどのポスター掲示場でしょうか。

(事務局) 資料4に基づき説明

(岸委員長) その他にご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第9号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第9号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第10号 期日前投票所を設ける場所の指定について説明願いま

す。

(事務局) 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、選挙区内の1箇所以上に設けることとされています。

このことから、「出雲市役所本庁」について、公示日の翌日である10月16日(水)から選挙期日の前日の10月26日(土)までの11日間設置します。

その他の期日前投票所については、10月19日(土)から選挙期日の前日の10月26日(土)までの8日間設置します。

なお、斐川地域の期日前投票所については、これまで斐川行政センターに設置していましたが、行政センター建替え工事に伴い、新たな行政センターが建設されるまでの間は、斐川文化会館に設置します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第10号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第10号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第11号 期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻の繰上げ並びに繰下げの決定について説明願います。

(事務局) 期日前投票所は、原則、午前8時30分から午後8時00分までの間、設置することとされています。ただし、設置する期日前投票所の数が2箇所以上である場合には、1箇所を除いて、開始時刻を2時間以内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は閉鎖時刻を繰り上げ若しくは2時間以内において繰り下げることが可能とされています。

イオンモール出雲については、店舗の開店時間などの理由から、開始時刻を午前10時に、閉鎖時刻を午後7時にするものです。

なお、イオンモール出雲の期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻は、令和5年4月の県選挙と同様です。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第11号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第11号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第12号 在外選挙人の国内における投票を行わせることができ

る期日前投票所の指定について説明願います。

(事務局) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員総選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、期日前投票については、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（以下「指定期日前投票所」という。）において、行わせることができることとされています。

今回の選挙における指定期日前投票所として、出雲市役所を指定するものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第12号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第12号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第13号 指定施設における不在者投票の公正な実施の確保の方法について説明願います。

(事務局) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

指定施設からの依頼に基づき、市選挙管理委員会において、県選挙管理委員会が派遣する者、市選挙管理委員会書記、県職員、市職員のうちから選定した者を外部立会人として派遣し、又は市選挙管理委員会書記による巡視を実施します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第13号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第13号について承認します。

2. 報告事項

(岸委員長) 次に、報告事項です。報第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定について説明願います。

(事務局) 裁判員候補者予定者については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づいて、検察審査員候補者予定者については、検察審査会法に基づいて、市町村の選挙管

理委員会が選挙権を有する者からくじで選定することとなっています。9月18日に、資料に記載のとおり、松江地方裁判所及び松江検察審査会から通知のあった人数をくじで選定し、各候補者予定者名簿として調製し、松江地方裁判所及び松江検察審査会に提出しましたのでご報告します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、報第1号については、説明のとおり承りました。

(岸委員長) 続いて、報第2号 令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品応募状況について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) その他にご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、報第2号については、説明のとおり承りました。

3. その他

(岸委員長) 次に、その他事項1 次回の選挙管理委員会の日程について説明願います。

(事務局) 選挙時登録がありますので、次回は選挙管理委員会臨時会を令和6年10月14日月曜日午前9時30分から市民応接室で開催予定です。

(岸委員長) 以上をもちまして、令和6年10月の選挙管理委員会定例会を閉会します。

(閉会：午前10時15分)

令和6年10月出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和6年(2024)10月2日(水)
 午前9時30分～
 於 出雲市役所 301会議室

議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について (人)

項 目	男	女	計
令和6年9月1日現在の名簿登録者総数	67,582	72,982	140,564
1号該当(9.1～9.30)死亡	-90	-97	-187
2号該当(5.1～5.31)転出	-110	-86	-196
令和6年10月1日現在の名簿登録者総数	67,382	72,799	140,181
令和6年10月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	8	28	36
合 計	67,390	72,827	140,217

※140,181人の地域別内訳

	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
	76,299	19,696	2,481	2,711	4,163	11,551	23,280
令和6年9月1日比	-185	-63	-7	-8	-8	-34	-78

【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係議題】・・・別紙

【報告事項】

報第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定について

- (1) 実施日 令和6年9月18日(水)
- (2) 選定数 裁判員候補者予定者 254人
検察審査員候補者予定者 103人

報第2号 令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品応募状況について

(1) 学校別作品応募状況(作品数)

小学校	応募なし
中学校	向陽中学校(1) 湖陵中学校(1) 斐川東中学校(2) 斐川西中学校(3)
高校	出雲高校(1) 出雲商業高校(5) 大社高校(1)
合計	7校 33作品

(2) 今後の予定

- ・2次審査(県)、3次審査(全国)が実施され、11月に受賞者が決定します。
- ・2次審査の入選作品は、県内3か所(松江市、出雲市、県西部)で展示されます。

(参考) 応募校数及び応募者数の推移

年度	小学校	中学校	高校	合計
令和元年度	0校	2校 6人	0校	2校 6人
令和2年度	2校 4人	2校 9人	1校 1人	5校 14人
令和3年度	0校	5校 9人	1校 2人	6校 11人
令和4年度	1校 1人	5校 19人	2校 3人	8校 23人
令和5年度	1校 3人	5校 16人	2校 3人	8校 22人
令和6年度	0校	4校 26人	3校 7人	7校 33人

(参考) 近年の3次審査での入賞実績

- 令和2年度 明推協・都道府県選連会長賞 荒木小学校6年生 1名
- 令和5年度 文部科学大臣・総務大臣賞 出雲高等学校 1名

【その他】

1 選挙管理委員会臨時会の開催について

- (1) 日時 令和6年10月14日(月) 午前9時30分～
- (2) 場所 出雲市役所 3階 市民応接室
- (3) 内容 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係議題(選挙時登録ほか)

○今後の日程

日程	内容	出席者
10月2日(水)	選管定例会 9:30～ 301会議室	全委員
5日(土)	在外選挙投票用紙受領	事務局
10日(金)	選挙人名簿の登録の移替えの延期	—
12日(土)	入場券納品、郵便局引渡し (～18日(金)までに配達) ※イオンモール出雲、支局を含めた市全体で期日前 投票を開始する日の前日	事務局
〃	期日前投票事務打合せ 10:00～ くまびき大ホール	事務局
14日(月)	選管臨時会 9:30～ 市民応接室	全委員

議第2号 選挙執行計画について

公示日	期日前投票期間	選挙期日(投票日)
選挙期日の12日前まで ※令和6年10月15日(火)	公示日の翌日～選挙期日の前日 ※10月16日(水)～26日(土)	10月27日(日)

議題3号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定

(案) 令和6年10月11日から同年10月27日までとする。

議第4号 指定投票区の取消し及び指定関係投票区の変更について 【告示事項】

(案) 第1開票区の指定投票区の取消し及び指定関係投票区の変更を行う。

議第5号 指定在外選挙投票区の取消し及び指定在外選挙関係投票区の変更について

(案) 島根県第1区の指定在外選挙投票区の取消し及び指定在外選挙関係投票区の変更を行う。

議第6号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定 【告示事項】

(案) 出雲市役所(出雲市今市町70番地)とする。

議第7号 不在者投票用紙等の公示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定

(案) 令和6年10月15日とする。

議題8号 ポスター掲示場の総数を減ずることの決定

(案) ポスター掲示場の総数606箇所を502箇所に減ずる。

出雲地域 183 (241)

平田地域 110 (124)

佐田地域 52 (64)

多伎地域 24 (31)

湖陵地域 24 (25)

大社地域 45 (53)

斐川地域 64 (68)

計 502 (606) ※ () は政令基準数

議第 9 号 ポスター掲示場の設置場所の決定 【告示事項】

議第 10 号 期日前投票所を設ける場所の指定 【告示事項】

(案) 期日前投票所を設ける場所を次のとおり指定する。

設置場所	所在地	設置期間
出雲市役所本庁 1階くにびき大ホール	出雲市今市町70番地	10月16日(水)から 10月26日(土)まで (11日間)
旧平田教育会館 1階会議室	出雲市平田町2791番地1	10月19日(土)から 10月26日(土)まで (8日間)
出雲市役所佐田行政センター 1階ロビー	出雲市佐田町反辺1747番地6	
出雲市役所多伎行政センター 1階会議室	出雲市多伎町小田74番地1	
湖陵コミュニティセンター 1階集会室	出雲市湖陵町二部1320番地	
出雲市役所大社行政センター 1階第2会議室	出雲市大社町杵築南1397番地2	
斐川文化会館 1階ロビー	出雲市斐川町荘原2166番地1	
イオンモール出雲 3階	出雲市渡橋町1066番地	

議第 11 号 期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻の繰上げ並びに繰下げの決定

【告示事項】

(案) 次の期日前投票所の開始時刻を繰り下げて午前10時とし、閉鎖時刻を繰り上げて午後7時とする。

期日前投票所名	開始時刻	閉鎖時刻
出雲市(イオンモール出雲)期日前投票所	午前10時	午後7時

議第 12 号 在外選挙人の国内における投票を行わせることができる期日前投票所の指定

【告示事項】

(案) 出雲市役所(出雲市今市町70番地)とする。

議第 13 号 指定施設における不在者投票の公正な実施の確保の方法について

(案) 外部立会人の派遣又は選挙管理委員会書記による巡視を行う。